

内航海運輸送力向上事業費補助金交付要綱

令和 7 年 3 月 3 日

国 海 内 第 222 号

(通則)

第 1 条 内航海運輸送力向上事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）及び同法施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）によるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第 2 条 この補助金は、内航海運業法（昭和 27 年法律第 151 号）第 2 条第 2 項に掲げる事業を行う内航海運業者（以下「内航海運業者」という。）と自らの事業において内航海運業者に貨物を輸送させる者（以下「荷主企業」という。）等の関係者によって構成される協議会（以下「補助対象事業者」という。）が、新たに策定する「内航海運輸送力向上計画」に基づき実施する事業（以下「補助対象事業」という。）に要する経費の一部を国が補助することにより、内航海運の輸送力並びに生産性の向上を推進し、内航海運による安定的な海上輸送を確保することを目的とする。

(交付の対象等)

第 3 条 国土交通大臣（以下「大臣」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対して補助金を交付する。ただし、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

2 補助対象事業及び補助対象経費の区分、補助率は、別表 1, 2 のとおりとする。

(交付の申請)

第 4 条 補助対象事業者が補助金の交付を受けようとする場合は、様式第 1 による交付申請書を大臣に提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付決定の通知)

- 第5条 大臣は、前条第1項の規定による交付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容（補助対象事業実施計画書を含む）を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書を補助対象事業者に送付するものとする。
- 2 前条第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。
- 3 大臣は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入税額控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 4 大臣は、第1項の通知に際して、必要な条件を付することができるものとする。

(申請の取下げ)

- 第6条 補助対象事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して10日以内に大臣に書面をもって申し出なければならない。

(補助事業の経理等)

- 第7条 補助対象事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助対象事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(計画変更の承認等)

- 第8条 補助対象事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第3による補助対象事業実施計画変更承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
- (1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の10パーセント以内の流用増減を除く。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
- (ア) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助対象事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
- (イ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合
- 2 大臣は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、適正と認めたときは、変更の承認を行い、様式第4による補助対象事業実施計画変更承認通知書を補助対象事業者に送付するものとする。
- 3 大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助対象事業の中止又は廃止)

第 9 条 補助対象事業者は、補助対象事業を中止又は廃止しようとするときは、様式第 5 による補助対象事業【中止・廃止】承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(契約等)

第 10 条 補助対象事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

2 補助対象事業者は、補助事業の一部を第三者に委託（請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結後速やかに大臣に届け出しなければならない。

3 補助対象事業者は、第 1 項又は第 2 項の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置を取ることとする。

4 補助対象事業者は、第 1 項又は第 2 項の契約（契約金額 100 万円未満のものを除く。）に当たり、国土交通省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適當である場合は、大臣の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

5 大臣は、補助対象事業者が前項本文の規定に違反して、国土交通省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は、必要な措置を求めることができるものとし、補助対象事業者は大臣から求めがあった場合は、その求めに応じなければならない。

6 前 5 項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助対象事業者は、必要な措置を講じるものとする。

(債権譲渡の禁止)

第 11 条 補助対象事業者は、第 5 条第 1 項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を大臣の承認を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）第 2 条第 3 項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 3 に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 大臣が第 15 条第 1 項の規定に基づく確定を行った後、補助対象事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助対象事業者が大臣に対し、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 467 条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成 10 年法律第 104 号。以下「債権譲渡特例法」という。）第 4 条第 2 項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、大臣は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助対象事業者から債権を譲り受けた者が大臣に対し、債権譲渡特例法第 4 条第 2 項に規定する通知若しくは民法第 467 条又は債権譲渡特例法第 4 条第 2 項に

規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

(1) 大臣は、補助対象事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

(2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。

(3) 大臣は、補助対象事業者による債権譲渡後も、補助対象事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助対象事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて補助対象事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、大臣が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、大臣が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

（事業遅延等の報告）

第12条 補助対象事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第6による補助対象事業遅延報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第13条 補助対象事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、大臣の要求があったときは速やかに様式第7による補助対象事業状況報告書を大臣に提出しなければならない。

（実績報告）

第14条 補助対象事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合も含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第8による補助対象事業実績報告書を大臣に提出しなければならない。

2 補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに前項に準ずる補助対象事業実績報告書を大臣に提出しなければならない。

3 補助対象事業者は、第1項の補助対象事業実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、大臣は期限について猶予することができる。

4 補助対象事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第15条 大臣は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第8条

第 1 項に基づく承認をした場合には、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第 9 により補助対象事業者に通知する。

- 2 大臣は、補助対象事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。
- 4 大臣は、補助事業の適正な遂行のため必要があると認めたときは、第 1 項に基づく現地調査等のほか、事業に係る取引先（請負先、委託先及びそれ以下の請負先、委託先も含む。）に対して、現地調査等を行うことができるものとし、補助対象事業者は当該調査の実施に必要な措置を講じるものとする。

（補助金の支払）

第 16 条 補助金は前条第 1 項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

- 2 補助対象事業者が、前項の規定により補助金の支払を受けようとする場合には、様式第 10 による補助金精算（概算）払請求書を大臣に提出しなければならない。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第 17 条 補助対象事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第 11 により速やかに大臣に報告しなければならない。

- 2 大臣は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 前項に基づく補助金の返還については、第 15 条第 3 項の規定を準用する。

（交付決定の取消し等）

第 18 条 大臣は、第 9 条の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第 5 条第 1 項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- （1）補助対象事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
- （2）補助対象事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- （3）補助対象事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- （4）交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- （5）補助対象事業者が、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に違反した場合

- 2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

- 3 大臣は、前項の返還を命ずる場合であって、適正化法第 17 条第 1 項に基づく交付の決定の取消しである場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第 2 項に基づく補助金の返還については、第 15 条第 3 項の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第 19 条 補助対象事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意を持って管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 大臣は、補助対象事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。
 - 3 補助対象事業者は、取得財産等（取得価格又は効用の増加価格が 10 万円未満のものを除く。）の処分による収入金があったときは、様式第 12 による財産処分による収入金報告書を大臣に提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

- 第 20 条 取得財産等のうち、適正化法施行令第 13 条第 4 号及び第 5 号の規定に基づき大臣が定める処分を制限する財産は、他の法令等に定めるもののほか、補助対象事業者等が補助事業等により取得し、又は効用が増加した財産のうち機械及び重要な器具で、取得又は効用の増加価格が一個又は一組 50 万円以上のもの及びその他の財産とする。
- 2 適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）を勘案して、大臣が別に定める期間とする。
 - 3 補助対象事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第 13 による申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 4 大臣は、前項の申請に対して承認をしたときは、様式第 14 による財産処分承認通知書により、補助対象事業者に通知するものとする。
 - 5 前条第 2 項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(情報管理及び秘密保持)

- 第 21 条 補助対象事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。
- なお、情報のうち、第三者の秘密情報（研究成果、事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。
- 2 補助対象事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合

には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助対象事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助対象事業者による違反行為とみなす。

3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合も含む。）も有効とする。

（暴力団排除に関する制約）

第 22 条 補助対象事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（その他）

第 23 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関する必要な事項は、別に定める。

附 則（令和 7 年 月 日付け国海内第 号）

この要綱は、令和 7 年 月 日以降に補助金交付申請を行うものから適用する。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- （１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- （２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- （３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- （４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表 1（補助対象事業）

補助対象	内容	補助率	補助上限
計画策定及び実証実施	①内航海運輸送力向上計画策定のための調査に要する費用（協議会開催等の事務費、データの収集・分析の費用、アンケートの実施費用、専門家の招聘費用等）に対する支援 ②内航海運輸送力向上事業において、荷主企業と内航海運業者が連携し、海上輸送力向上に向けた今後の定量的目標、目標達成に向けたハード・ソフト両面からの先進的な取組（船員の労働生産性向上等）の検討に要する費用に対する支援 ③内航海運輸送力向上計画に基づく取組を実施し、その効果を検証するために必要な経費を支援	1/2	10,000 千円

別表 2（補助対象経費）

	区分	内容	補助率
1	人件費	本事業を実施する上で必要な人件費。ただし、本事業のみに従事することが確認できることを条件とし、本事業を実施する団体の正職員や正社員に対する人件費は認めない。	1/2
2	謝金及び移動交通費	専門家等に対する謝金及び移動交通費	
3	外部委託費	本事業の一部を外部の業者等へ発注し、契約書を交わして締結することで発生する経費	
4	借料・損料及び使用料	本事業の取組にかかる備品等のリース料	
5	機器・設備購入費	内航海運輸送力向上計画に基づき、輸送力向上のために必要となる設備、機器等の導入に係る経費。ただし、別表 1 の実証支援にかかる経費のみを対象とする。	
6	その他諸経費	前各号に掲げるもののほか、大臣が特に必要と認める経費	

(様式第 1)

年 月 日

国土交通大臣

殿

代表事業者の名称及び住所並びに

その代表者の氏名

(協議会名：)

内航海運輸送力向上事業費補助金

補助金交付申請書

標記補助金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)第 5 条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- | | |
|------------------|-------------------|
| 1. 補助対象事業の目的及び内容 | 別添補助対象事業実施計画書のとおり |
| 2. 補助対象事業の完了予定日 | 令和 年 月 日 |
| 3. 補助対象事業費総額 | 円 |
| 4. 補助金交付申請額 | 円 |

(別添資料)

補助対象事業実施計画書

1. 協議会の名称及び代表者

名称	協議会
代表者の氏名と その所属先	

2. 協議会の構成

☐ で囲む	構成員（担当者）
荷主企業 内航海運業者 その他	社 名 住 所 担当部署 担当者名 連 絡 先 TEL () E-Mail ()
荷主企業 内航海運業者 その他	社 名 住 所 担当部署 担当者名 連 絡 先 TEL () E-Mail ()
荷主企業 内航海運業者 その他	社 名 住 所 担当部署 担当者名 連 絡 先 TEL () E-Mail ()

※お問い合わせの窓口となる方の担当者の氏名に下線を付けること。

※欄が足りない場合は、必要に応じて追加の上作成すること。

3. 事業の概要

①背景・経緯

②事業の内容

（課題とその解決方策について、具体的に記載するとともに、機器等を導入する場合にはその選定理由を記載すること）

③目標等

（期間内の輸送量の向上及び輸送における効率化や省人化について、算出方法と合わせて数値を用いて設定すること）

4. 事業の先進性・波及可能性

（実施する取組の先進性や業界への波及方法について、具体的に記載すること）

5. 事業の実現可能性

(実施体制や過年度実績、関連分野にかかる知見の有無などについて具体的に記載すること)

--

6. 実施内容

※実施する事業の類型が異なる場合や、複数協議会を立ち上げる場合、輸送力向上を図る航路や輸送品目などが異なる場合には、適宜、表を追加の上、作成すること。

類型	(1～5のうち、該当するものに○をつけること) 1. 船舶管理会社の活用による効率化・コストダウン 2. 魅力ある職場環境の構築 3. 荷役・船上作業等の効率化 4. 配船効率化 5. その他 ()		
実施期間	(計画策定にかかる期間) 令和 年 月 ～ 令和 年 月		
協議会の構成員			
協議会開催回数			
招へいする 専門家の概要			
計画の策定方法			
想定される スケジュール			
輸送内容	輸送トン数 (t)	(実施前)	
		(実施後)	
	輸送距離 (km)	(実施前)	
		(実施後)	

補助対象経費	費目	摘要	金額
	人件費		
	謝金及び移動交通費		
	外部委託費		
	借料・損料及び使用料		
	機器・設備購入費		
	その他諸経費		
	合計		

7. 交付申請額算出根拠

(単位：円)

補助事業に要する経費 (総事業費) a	寄付金その他の収入額 b	総事業費(a)から 寄付金その他の収入額(b)を控除した額 ア	補助対象経費 c	アとcを比較して少ない方の額 イ	(イ×1/2)と基準額※を比較して少ない方の額 ウ

※基準額は補助対象経費に補助率 1 / 2 を乗じて得た額以内とする。ただし、補助上限は10,000千円とする。

※ウは千円未満切捨てとする。

(様式第 2)

番 号
年 月 日

殿
(協議会名：)

国土交通大臣 印

内航海運輸送力向上事業費補助金

補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請のあった標記補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。) 第 6 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり交付の決定をしたので、同法第 8 条の規定に基づき通知する。

なお、補助対象事業の実施にあたっては、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号)及び内航海運輸送力向上事業費補助金交付要綱（令和 年国海内第 号）等に従うものとする。

記

1. 補助金の額は次のとおりとする。

補助金の額 円
(円の内数)

2. 補助対象事業の内容は、補助金交付申請書のとおりとする。
3. 補助金の交付の条件は、次のとおりとする。

(注) 4. は、交付の条件を付す場合にのみ記述する。

(様式第 3)

年 月 日

国土交通大臣

殿

代表事業者の名称及び住所並びに

その代表者の氏名

(協議会名：)

内航海運輸送力向上事業費補助金

補助対象事業計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知を受けた標記補助対象事業の内容
内容を変更したいので、内航海運輸送力向上事業費補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定に基づき、
下記のとおり申請します。

記

1. 計画変更の内容
(交付決定の内容との違いを明らかにすること。)
2. 計画変更を必要とする理由
3. 計画変更が補助対象事業に及ぼす影響
4. 計画変更後の補助対象事業の内容
(補助金交付申請書(様式第 1) 別添資料を添付すること。)

(様式第4)

番 号
年 月 日

殿
(協議会名：)

国土交通大臣 印

内航海運輸送力向上事業費補助金

補助対象事業計画変更承認通知書

年 月 日付け申請のあった標記補助金に係る補助対象事業の事業計画の変更については、内航海運輸送力向上事業費補助金交付要綱第8条第2項の規定に基づき、下記のとおり承認したので通知する。

記

1. 補助金の額は次のとおりとする。

既決定補助金額 円

今回増(減)する補助金の額 円

年間補助総額 円

2. 補助対象事業の内容は、事業計画変更承認申請書のとおりとする。

3. 承認の条件は、次のとおりとする。

(注) 4. は、承認の条件を付す場合にのみ記述する。

(様式第 5)

年 月 日

国土交通大臣

殿

代表事業者の名称及び住所並びに

その代表者の氏名

(協議会名：)

内航海運輸送力向上事業費補助金

補助対象事業【中止・廃止】承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知を受けた標記補助対象事業を【中止・廃止】したいので、内航海運輸送力向上事業費補助金交付要綱第 9 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

(中止の場合)

1. 中止期間
2. 理由
3. 添付資料(中止の理由を記述した書類)

(廃止の場合)

1. 理由
2. 添付資料(廃止の理由を記述した書類)

(様式第 6)

年 月 日

国土交通大臣

殿

代表事業者の名称及び住所並びに

その代表者の氏名

(協議会名：)

内航海運輸送力向上事業費補助金

補助対象事業遅延報告書

標記補助金に係る補助対象事業の遅延等について、内航海運輸送力向上事業費補助金交付要綱第 12 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 遅延等の原因及び内容
2. 遅延等防止のため講じた措置
3. 事業の遂行計画及び完了の予定

(様式第 7)

年 月 日

国土交通大臣

殿

代表事業者の名称及び住所並びに

その代表者の氏名

(協議会名：)

内航海運輸送力向上事業費補助金

補助対象事業遂行状況報告書

標記補助金に係る補助対象事業の遂行状況について、内航海運輸送力向上事業費補助金交付要綱第 13 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助対象事業遂行状況 (別添資料 1)
2. 補助対象経費支出状況 (別添資料 2)
3. 報告期間

年 月 日～ 年 月 日

(別添資料 1)

補助対象事業遂行状況

協議会の名称	
遂行状況の概要	
備 考	

(別添資料2)

補助対象経費支出状況

1. 協議会の名称

2. 補助対象経費支出状況

(単位：千円)

費目	計画額	実績額	進捗率	計画額との 差額	今後の実績 見込み額	備考欄
人件費						
謝金及び移動交通費						
外部委託費						
借料・損料及び使用料						
機器・設備購入費						
その他諸経費						
合計						

(備考)

1. 計画額に変更があった場合は、変更後の計画額を記載し、当初の計画額を上段にかっこ書きすること。
2. 「計画額との差額」と「今後の実績見込額」に差額が生じる場合は、その内訳を備考欄に記載すること。

(様式第 8)

年 月 日

国土交通大臣

殿

代表事業者の名称及び住所並びに

その代表者の氏名

(協議会名：)

内航海運輸送力向上事業費補助金

補助対象事業実績報告書

標記補助金に係る補助対象事業の実績について、内航海運輸送力向上事業費補助金交付要綱第 14 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 実施した補助対象事業の内容 別添資料 1 のとおり

2. 補助対象事業に関する収支決算

(1) 補助対象経費支出実績額 円

(2) 補助対象経費の限度額 円

(3) 補助金交付実績額 円

詳細は別添資料 2 のとおり

(別添資料1)

補助対象事業の内容説明書

(1) 補助対象事業の内容と実績

(注1) 補助金交付申請書の別添資料「補助対象事業実施計画書」の「3. 事業の概要」の「②事業の内容」、「③目標等」と対応させて、経過、実績結果等を数字、図表等を用いて説明すること。

(注2) 予定と実績とを比べて変更があった場合には、その理由を具体的に記述すること。

(2) 補助対象事業の工程

(注1) 補助金交付申請書の別添資料「補助対象事業実施計画書」の「6. 実施内容」の記載内容に対応させて、予定と実績を対比させて記載すること。

(注2) 予定と実績とを比べて遅速があった場合には、その理由を具体的に記述すること。

(3) その他

補助対象事業の内容で変更等のあった項目につき説明すること。

(別添資料2)

補助対象事業決算書

1. 総括表

(単位：円)

補助対象事業	補助金交付 決定額(A)	補助金支出済額 (B)	補助金支出上限額 (A)－(B)	備 考
計画策定 及び実証実施				
合 計				

(備考)

1. 負の金額には△印を付すこと。

2. 補助対象事業費決算書

(単位:円)

費目	予算額	本年度 実績	予算実績差額
人件費			
謝金及び移動交通費			
外部委託費			
借料・損料及び使用料			
機器・設備購入費			
その他諸経費			
合計			

(備考)

1. 「予算額」とは、交付申請書に記載された補助対象事業予算をいう。ただし、変更の承認を受けた場合には、その変更後の金額をいう。
2. 負の金額には△印を付すこと。

(様式第 9)

番 号
年 月 日

殿
(協議会名：)

国土交通大臣 印

内航海運輸送力向上事業費補助金

補助金額確定通知書

年 月 日付け実績報告のあった補助対象事業について、これを確定し、内航海運輸送力向上事業費補助金の額を下記のとおり決定したので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)第 15 条の規定に基づき、通知する。

記

1. 確定補助金額 金 円
(円の内数)

(様式第 10)

年 月 日

国土交通大臣

殿

代表事業者の名称及び住所並びに

その代表者の氏名

(協議会名：)

内航海運輸送力向上事業費補助金

補助金精算（概算）払請求書

内航海運輸送力向上事業費補助金交付要綱第 16 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 精算（概算）払請求金額（算用数字を使用すること。） 円
2. 請求金額の算出内訳（概算払の請求をするときに限る。）
3. 概算払を必要とする理由（概算払の請求をするときに限る。）
4. 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義を記載すること。

(様式第 11)

年 月 日

国土交通大臣

殿

代表事業者の名称及び住所並びに

その代表者の氏名

(協議会名：)

内航海運輸送力向上事業費補助金

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額確定の報告書

標記補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、内航海運輸送力向上事業費補助金交付要綱第 17 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 協議会の名称
2. 補助金額（内航海運輸送力向上事業費補助金交付要綱第 15 条第 1 項により確定された額）
円
3. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
円
4. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
円
5. 補助金返還相当額
円

(注) 別紙として積算の内訳を添附すること。

(様式第 12)

年 月 日

国土交通大臣

殿

申請者の名称及び住所並びに
その代表者の氏名
(協議会名：)

内航海運輸送力向上事業費補助金

財産処分による収入金報告書

標記財産処分による収入金に関して、内航海運輸送力向上事業費補助金交付要綱第 19 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 協議会の名称

2. 収入金の合計額

円

3. 処分した財産及び収入金の内訳

財産の名称	
数量	
取得単価	
取得価額	
取得年月日	
処分年月日	
残存価格	
処分金による収入金	
処分の方法	

(様式第 13)

年 月 日

国土交通大臣

殿

代表事業者の名称及び住所並びに

その代表者の氏名

(協議会名：)

内航海運輸送力向上事業費補助金

財産処分承認申請書

標記補助金に係る補助対象事業に関して、内航海運輸送力向上事業費補助金交付要綱第 20 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり財産処分の承認を申請します。

記

1. 協議会の名称

2. 処分を行う財産及びその理由

財産の名称	
数量	
取得単価	
取得価額	
取得年月日	
残存価格	
処分の方法	
処分による収入見込額	
処分の理由	

3. 相手方（住所、氏名、使用の場所及び目的）（自己使用の場合は記載不要）

4. 処分の条件（自己使用の場合は記載不要）

(備考)

「処分の方法」の欄には、売却、譲渡、交換、貸与、担保提供等の別を記入する。また、自己使用の場合は用途を記載すること。

(様式第 14)

番 号
年 月 日

殿
(協議会名：)

国土交通大臣 印

内航海運輸送力向上事業費補助金

財産処分承認通知書

年 月 日付け申請のあった標記取得財産等については、下記のとおり処分を承認したので、内航海運輸送力向上事業費補助金交付要綱第 20 条第 4 項に基づき通知する。

記

1. 処分の承認に係る取得財産等
2. 処分の承認の条件